第1回 日本版フェアユースの可能性・必要性

泉委員長 それでは、 時間になりましたので、 フェアユース研究会の第一回目を始めさせていただきたいと思

ます。

ます。そして、その後ご議論いただくという形にしたいと思います。時間配分は特に決めていませんが、適当によ 今日は、立教大学の上野委員に「日本版フェアユースの可能性・必要性」というタイトルでまずご報告いただき

1. 発表・・・上野達弘委員

ろしくお願いします。

題の所在と、これを解決する解釈論の可能性について概観した上で、一般条項の必要性や可能性について検討した まずは従来の議論をまとめる役目を担当させていただくことになりました。具体的には、 上野でございます。この度は「日本版フェアユース」の可能性あるいは必要性について検討するということで、 権利制限規定に関する問

いと思います。

〈問題の所在〉

そこには、アメリカのフェアユース規定のような一般条項はないわけであります。 ご存じのように、著作権の制限規定は著作権法30条から49条において個別規定として限定列挙されております。

号)についての論文(民商法雑誌)を書いておりましたころに、どうもそのような考え方が従来の議論の根底にあ 作者を優先的に保護する法律なのだという考え方があるように思います。このことは、一〇年ほど前にはあまり明 るように感じられてきたわけです。 確に指摘されていなかったように思うのですけれども、私が一九九九年に同一性保持権の制限規定 権利制限規定というのはできるだけ厳格に解釈すべきとされてきました。その背景には、著作権法というものは著 また、日本法の特徴といたしましては、従来の議論において、特に起草者や伝統的通説の考え方に従いますと、 (20条2項

ざまな制限規定がその文言以上に厳格に解釈されてきたのではないかと思います。 定の解釈・適用は努めて厳格になされなければならない」というわけであります。こうした考え方に従って、さま するよう求めるとしても、これはあくまでも権利の保護を第一義としつつも、例外的に、 に際しても、これらが 利を制限しようとするわけである。……したがって、30条をはじめとする権利を制限する諸規定を解釈 例えば、斉藤博先生の教科書-一九九六年)には、はっきりそのことが書かれております。ちょっと引用しますと、「法が公正な利用に留意 『例外的に』定められていることをつねに考えなければならない。すなわち、 ――現在有斐閣から出ているものではなく『概説著作権法 一定の限られた場合に権 〔第3版増補〕』 これら制 ・適用する (一粒

ただいた次第です。 ター)の研究会では詳しく報告させていただいて、それを「月刊コピライト」(CRIC会員誌) ものを指摘できようかと思います。こうしたものを一昨年 具体的にどういう問題があるのかということなのですけれども、 (二〇〇七年) にCRIC レジュメに掲げましたようにさまざまな (社団法人 に掲載させてい 著作権 情報セン

体内における複製というのは含まれないと言われております。 的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」という文言は、狭く解釈されていまして、当然、 30条関係であります。 30条はもちろん私的複製は許されるという規定ですけれども、 ここに言う「 寸 人

行っている会社等があります。 ない団体等も多いと思います。 V た行為も複製であり、 した書籍を部分的にコピーして出張先に持っていくとか、あるいは、 いる範囲にとどまるものではないと思います。と言いますのも、複写権センターに加入していない著作権者も多数 ればなりません。 ますから、 したがいまして、 例えば企業における現実の状況を厳密にみるならば、そこで行われている複製行為というのは許諾を受けて そうした者の書籍が複製されることもあるでしょうし、また、そもそも複写権センターと契約してい 実際に、 企業の中で例えば新聞記事をコピーする場合には、 私的複製に当たるとは言えないということになるのではないかというわけであります。 日本複写権センターによる集中管理や日経新聞などによる個別許諾によって権利処理 厳密に言えば、これは田村善之先生がよく指摘される例ですけれども、 確かに、そういう権利処理によって許諾を受けている範囲は問題ない 出張先の上司にファックス送信する、こうし 複製について著作権者から許諾を受け わけですけ 会社で購入

2. 自由討議

な意見のような気がいたしました。
は穏当とおっしゃったようですけど、最後の方はかなり大胆は穏当とおっしゃったようですけど、最後の方はかなり大胆

たいと思いますけれども、いかがでしょうか。なアイディアについて何かご質問がありましたら最初に受けなアイディアについて何かご質問がありましたら最初に受けまず今の宮下委員の試案についての確認、あるいは基本的

<基本的な考え>

充なのかというのはもう一つわからない、ちょっとそんな感小川委員 一般的権利制限規定なのか、個別的なものの補泉委員長 はい、ほかにはいかがでしょうか。

ん。

のか、まったく違う発想でフェアユースというのを考えるかつまり、現行法の権利制限規定の隙間を埋めるという目的な捉えるのかというので考え方が違ってくると思うんですよ。

じがします。フェアユースという規定をどういう位置づけで

いう感じを、僕は思っているんですね。

があって、そのどの制限規定とどの制限規定とか、どこかのう発想だとすると、今、現行法の中での個別的権利制限規定いうのは、その辺はどういう発想だという感じがします。埋めるという発想だとすると、今の現はどういう感じがします。埋めるといいう感じを、僕は思っているんですね。

ないと、法律として平仄が合わないんじゃないかなという感ます。そういう場合でも現行の制限規定と矛盾しない形じゃで、要するに制限規定がたくさん増えるだけという感じもしいけませんねということで埋めていくことになってくるの制限規定で抜けている部分がありますね。ここを埋めなきゃ

的な考え方から出したっていいと思うんですけどね。その辺ば、現行法の個別的権利制限規定とはまったく関係ない基本まったく違う発想でフェアユースということを考えるなら

じがしています。

た。

の方向で考えるべきものなのかなというのが、そもそもわか のところはどうなのかなというのが、ちょっとよくわからな 議論されているフェアユースというのは一体どっち

ということだと理解しています。しかし、あまりいろいろな 宮下委員 最初の小倉委員の案は、 抽象化された一般規定

らない。

手当する方が現実的かなと思っています。 が大変ですから、 人がさまざまなことを思いながら議論しているとまとめるの 私は、現実的に不都合が生じている部分を

ね に ないとちょっと困るなというものを取り上げられたんですよ いるけれども、ご自身が実務をやる際にこれを解決しておか 泉委員長 改正案があって、そこから欠けている、あるいは漏れて 一応、 宮下委員は最初におっしゃいましたよう

だなという感じがするんです。 小川委員 宮下委員のはわかるんです。 ある意味、 クリア

は最初に持っていくと。

かりますように、それ以外のもの、 泉委員長 小倉委員の報告は、攻撃的という言葉からもわ 例えばベンチャーを立ち

上げていくため配慮もおっしゃっておられたように思いまし

0

うに思って、冒頭に持っていけということです。 いって当たり前だから、それは総則的な形なのかなというふ

小倉委員 どちらかと言うと、

フェアな利用が規制されな

<条文の位置>

というのは、この30条で、小倉委員の案は一番最初に持って 泉委員長
そうしますと、 この現在ある制限規定との関係

くるということですね。

るものは30条以下で個別規定で持っていって、包括的なもの 定というのは、これは確実にセーフになってもらわなきゃ困 ていくという形でいいのかなと。要するに今の30条以下の規 正利用に当たるかどうかわからないけども、 的にはこういう利用については確実に拒むというものは、 **小倉委員** そうですね。だから大雑把な枠にあって、 個別規定に持っ 個別

れたことによって新しいビジネスが可能になるという意味で にするための規定にとどまるものではなくて、規定が設けら 積 上野委員小倉委員は、 これに対して、宮下委員の方は、一応、「日本版フェ 極的な広いフェアユースを提案しておられると思いま 不都合な理由で訴えられないよう

ます。と個別規定の追加という性格が強いのかなという印象を受けと個別規定の追加という性格が強いのかなという印象を受けユース規定試案」とされていますけれども、どちらかと言う

<著作物の公表について>

三村委員 ここでご提案されている、フェアユースの対象となる著作物なのですけれども、宮下委員は「公表された著作しれませんが、プログラムの著作物とかデータベースの著作物」でして、基本的なことで、ちょっと私に誤解があるか作物の場合には、公然利用はされているけれども公表はされていった物も含めるのであれば、著作権法67条のように、公ういった物も含めるのであれば、著作権法67条のように、公ういった物も含めるのであれば、著作権法67条のように、公ういった物も含めるのであれば、著作権法67条のように、公ういった物も含めるのであれば、著作権法67条のように、公然提供されているみたいな書き方の方が良いのかもしれません。先ほどリバースエンジニアリングみたいな話をなさってん。先ほどリバースエンジニアリングみたいな話をなさっていましたけど、「公表されているもの」に入らないということであれば、フェアユースの対象については、ちょっと検討とであれば、フェアユースの対象については、ちょっと検討となる著作物なのですけれども、

おりました。その点、修正の必要があると思います。検討したのですが、今回の条項案に反映させるのを失念して

が、その点はいかがでしょうか。

三村委員 そもそも公表することによって初めて利用され

るようなもの、普通の著作物の場合はそうですが、それにつるようなもの、普通の著作物の場合はそうですが、それについては公表権の問題もあるから、「公表された」という限定されていないものについては、もともと利用の形態で、公表されていないものについては、もともと利用の形態で、公表されていないものについては、また、同一性保持権の点についてされる。を思います。一般的には公表を前提として、その例外としてと思います。一般的には公表を前提として、その例外としてと思います。一般的には公表を前提として、その例外としてと思います。一般的には公表を前提として、その例外としてでも良いという形で規定しても良いかもしれません。いずれにしても良いという形で規定しても良いかもしれません。いずれにしてたいな形の規定の方が良いのかもしれません。いずれにしてたいな形の規定の方が良いのかもしれません。いずれにしてたいな形の規定の方が良いのかもしれません。いずれにしてたいな形の規定の方が良いのかもしれません。いずれにしても、公然使用されていて公表されていないものというのは、も、公然使用されていて公表されていないので。